

平成22年度予算編成方針

昨年、米国金融危機に端を発した世界同時不況は、輸出に依存する我が国経済を直撃し、本県経済にも深刻な影響を与えた。

一部の経済指標には景気の底入れを示す動きも見られるものの、完全失業率や有効求人倍率が過去最悪の水準で推移するなど、家計や雇用に至る本格的な景気回復への道のりはまだ遠く、時間がかかるものと見込まれる。

特に、県内企業の大部分を占める中小企業に景気回復の兆しが現れ始め、本県の景気・雇用情勢が本格的に回復するのは、まだ当面先と考えざるを得ない。

このような経済情勢の下、県財政は歳入面では企業収益の悪化などから法人二税や個人県民税を中心に県税収入の大幅な減少が見込まれる。また、地方税や地方交付税をはじめとした地方税財政制度の見直しも予想されるなど、財源の確保は予断を許さない状況にある。

歳出面では、高齢化に伴う福祉・医療関係経費や過去に発行した県債の償還といった義務的経費の大幅な増加が避けられず、現時点における収支不足は前年度同時期の1,146億円から大幅に拡大し、1,427億円となる見込みであり、本県財政はかつてない厳しい状況に置かれている。

また、財政調整のための基金残高は、平成8年度の2,500億円から大幅に減少し、平成14年度に800億円を下回ったまま回復できず、厳しい財政運営が続いている。

一方で、環境・資源制約の高まり、福祉・医療をめぐる不安、新型感染症など様々な脅威が県民生活を取り巻いている。さらに、格差の拡大やコミュニティの弱体化など、人と人を結ぶ絆や地域における連帯感の希薄化も進行している。

また、本県人口はまもなく減少に転じ、さらに全国一のスピードで高齢化が進行すると予想されており、生産年齢人口の多い全国屈指の若い県というこれまでの強みを失いつつある中で、様々な脅威に対応していかなければならない。

かつてない厳しい財政状況の中にあっても、このような危機を新たな社会を創造するチャンスととらえ、将来への活力につながる「未来への投資」戦略を打ち出していかなければならない。

平成22年度予算編成に当たっては、「未来への投資」戦略を着実に進め、国の仕組みがダイナミックに変革する時代の転換期に、地方主権の担い手として埼玉を全国に発信するような取組を進めていく必要がある。

そのためには、既存事業についてはゼロベースから徹底的な見直しを行い、限りある財源を緊急性や優先度の高い施策に重点的・効率的に配分し、「選択と集中」をより一層徹底することが必要不可欠である。

以上のような基本認識に立ち、持続可能で足腰の強い財政基盤の確立を目指すとともに、「未来への投資」戦略を着実に進めて埼玉の将来の活力につなげるため、下記により予算編成を行うこととしたので、財務規則第4条の規定に基づき、命により通知する。

記

I 基本的な考え方

1 当面の経済対策

景気・雇用の悪化に対応するため、全庁を挙げて緊急経済対策に取り組む。

百年に一度の経済危機を言い訳にすることなく、「県民生活を守るセーフティネットの充実」「県内経済の活性化」につながる取組をできることからスピーディに実施すること。

2 未来への投資

今後少なくとも数年は、経済危機や様々な脅威に対する政策の総動員が求められ、「景気対策を超えた戦略的な経済政策」を進めることが重要となる。このため、数年にわたる息の長い取組も含め、将来の活力につながる産業政策や雇用・人材育成など「未来への投資」を進めること。

3 既存事業・組織等の徹底した見直し

かつてないほど厳しい財政状況の中で「当面の経済対策」や「未来への投資」を進めるためには「選択と集中」の一層の徹底と、行財政改革の断行が不可欠である。このため、既存の制度・しくみ、事業・組織の必要性や効果を十分に評価・検証し、前例にとらわれることなく徹底的に見直すこと。

II 総括的事項

1 重要課題枠の設定

将来の活力へつながる「未来への投資」を進めるため、平成22年度において重点的に取り組む課題について、重要課題枠を設け要求枠に加算する。

重点的に取り組む課題については、将来の姿を明確にするとともに、施策の効果を高める工夫を行い、リーディングケースとして全国に発信できるような施策をしっかりと構築すること。

2 経費の見積り

予算要求における経費の見積りに当たっては、常に「最少の経費で最大の効果」を上げることが念頭に置き、既存事業の取組成果を十分に評価・検証し、真に必要な事業量を適正に見込むこと。

3 部局連携

複数の部局にまたがる政策課題については、担当する領域だけでなく、他部局が所管する分野にも積極的に意見・提案を行うなど、予め関係部局間で施策の協議・調整を十分に行い、部局連携による効果的な施策展開に努めること。

4 県民参加

「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」のポイントは、県民力の結集であることを踏まえ、できる限り県の信用力を生かした県民参加型のムーブメントによる施策展開で成果を上げる仕組みを考えること。

5 官民協働

「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針」を踏まえ、県がつなぎ役となりNPOや民間企業、大学など地域の多様な力を結集して、様々な課題を解決していくための取組を一層推進すること。

また、民間活力の積極的な活用や民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、県業務の質的向上とコストの縮減を図ること。

6 財源確保

極めて厳しい収支不足という現状を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、使用料・手数料や各種負担金等の特定財源の確保に努めるほか、県税納税率の向上や県有財産の利活用・売却、新たな歳入の確保など、自主財源の充実・確保に努めること。

7 地方税財政制度

国の予算編成の動向、地方税や地方交付税をはじめとした地方税財政制度の改正に不透明な要素が多いことから、今後の国の予算編成や地方税財政制度の改正の動向を十分注視し的確に対応すること。

8 国の新制度等への対応

国による新たな制度の導入、既存制度の変更の動きを注視し、事業執行に支障がないよう留意するとともに、関連する事業の廃止等、見直しの必要がないか必ず検討すること。

なお、予算編成過程で明らかになったものについては、別途、対応について指示することがあるので留意すること。

Ⅲ 予算見積りの考え方

1 歳入関係

歳入の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、さらなる収入確保に努めること。ただし、年度途中における財源振替は困難な状況にあるため、見積りに当たっては過大とならないよう十分留意すること。

(1) 県税

経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確な判断により見積もること。また、引き続き納税率の一層の向上に向けて取り組み、税収の確保に努めること。

(2) 国庫支出金

国の法律改正や制度改正、予算編成の動向を注視しながら、国との間で十分な事前協議を行うとともに、県の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、県負担に配慮の上、積極的な確保に努めること。

また、国等からの受託事業については、組織定数や人件費を含めた県業務への影響を踏まえ、その必要性を十分に検討し、重点化を図ること。

(3) 使用料及び手数料

別途、通知する「使用料・手数料の見直し」（平成21年10月16日付け財第303号企画財政部長通知）を踏まえ、受益者負担の原則に則り、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。

また、国の法令、地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものなどについては、速やかに対処すること。

(4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、将来にわたって利用する予定のない県有財産については、財源の確保を図る観点から、早期処分に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入等

貸付金の元利収入等の債権については、「債権管理の適正化のための取組方針」（平成20年9月25日付け財第302号財政課長通知）を踏まえ、適切な債権管理による収入の確保に努めること。

(6) 県債

県債残高の圧縮を図るため、後年度の財政負担を考慮しつつ、適債事業を選択すること。

(7) 国の経済対策により設置した基金の活用

国の経済対策により設置した基金については、積極的な活用に努めるとともに、用途の拡大や要件の緩和などが必要と判断されるものについては、国へ要望するなど、限られた期間でより有効に活用できるよう努めること。

(8) その他の歳入

その他の歳入については、過年度の実績等を踏まえ、的確に積算するとともに、さらなる増収策を検討すること。

2 歳出関係

各部局の要求上限額（要求枠）は、次の経費区分に従い別途指示する額とするので、厳守の上要求すること。

また、極めて厳しい財政状況を認識するとともに、既存事業については年度当初からの主要見直しテーマによる事務事業の見直し等も踏まえ、ゼロベースから徹底的に見直すこと。

（1）経費区分

事業の経費区分は次のとおりとする。各事業は既に定めた経費区分を変更できないものとする。

《A経費：経常的経費や内部管理的経費》

- A－ 1 ：算出方法が法定された義務的事業
- A－ 2 ：全国一律の制度や協定等により負担が定められた事業
- A－ 3 ：全額特定財源の事業
- A－ 4 ：既設定の継続費・債務負担行為
- A－ 5 ：内部管理的な経費
- A－ 6 ：既存施設の維持運営費（平年度分）
- A－ 7 ：県の委託施設に関する事業（平年度分）
- A－ 8 ：国庫補助事業
- A－ 9 ：県単事業

《B経費：政策的議論を徹底する経費》

- B－ 1 ：新規事業（重要課題枠）
- B－ 2 ：指定継続事業
- B－ 3 ：一般継続事業
- B－ 4 ：施設の維持運営費（新規扱い分）
- B－ 5 ：一般継続事業（準義務的経費・A経費からの移行事業）
- B－ 6 ：人件費
- B－ 7 ：公債費
- B－ 8 ：扶助費
- B－ 9 ：公共事業（国庫補助等）
- B－ 10：県単公共事業（県単独・地方特定）
- B－ 11：団体補助

（2）財源の流用

経費区分ごとに示された財源の区分間流用については、別紙（平成22年度予算編成に係る財源流用について）のとおりとする。

（3）審査方法

いずれの事業についても、知事審査後に予算案として確定するものであること。なお、A経費については、従来、「部局主体の予算編成枠」として、県政の基本理念、他施策との整合及びこの通知に定める各事項等に反しない限り各部局の要求内容を尊重することとしていたが、平成22年度当初予算編成においては、極めて厳しい財政状況を踏まえ、今まで以上に既存事業の徹底した見直しが必要であることから、A経費についても、各経費の見積もりについて要求額を審査するので留意すること。

(4) 義務的経費

公債費、地方消費税清算金、県税還付金、県税に係る市町村交付金、法令等に基づく義務的経費は、現行制度（制度の改正が見込まれるものは改正後の制度）により、その要求額を算定すること。

(5) 投資的経費事業

・公共事業

公共事業については、客観的評価基準に基づく評価を踏まえ、投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行い重点化を図るほか、限られた財源でより大きな事業量の確保が可能となるようコスト縮減に努めること。

また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進捗調整、事業効果の事後評価等を徹底すること。

なお、公共事業費の予算要求の上限額は、県債発行額の抑制の観点から一般財源及び県債の合計額で管理すること。

・その他の投資的経費事業

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、真に必要なかつやむを得ないものを除き、事業の中止や繰り延べ、規模の縮小等を検討すること。また、PFI制度の活用など多様な方策についても検討すること。

(6) 外郭団体への支出

公益法人制度改革など、団体を取り巻く環境が変化する中で、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性の発揮に向けて経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で、予算要求額を算定すること。

(7) 補助金

各種補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、次の考え方にに基づき、補助制度の在り方を個々の事業ごとに十分に精査・検証の上、積極的に見直しを行い、廃止や終期設定を行うこと。

特に、国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、廃止を前提に見直すこと。

なお、新たな財政負担を伴う補助事業は創設しないこととし、既存事業のスクラップにより創設する場合であっても、上記の観点から必要性等を十分に吟味すること。

[補助金見直しの考え方]

- ・補助対象団体の自立性の促進
- ・補助成果の明確化
- ・負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・各種団体への人件費補助等の見直し
- ・統合・廃止や補助実績による類似・零細補助金の見直し

(8) 市町村支援

県から市町村への財政支援については、地方分権を推進するため、市町村との役割分担、市町村の自主性・自立性のさらなる向上、県の行政目的に寄与しているかどうかという視点に立って、補助金の統合や重点化、補助率の適正化、市町村の特性に応じた制度改正等の見直しを積極的に図ること。

なお、見直しに当たっては、市町村に対して事業の状況や県の財政状況等について説明の上、十分に協議調整を行い、相互理解と共通認識に立った見直しとなるよう留意すること。

(9) 制度融資

民間においても同様のサービスが提供されていないかなど、制度融資の必要性を十分に検討するとともに、利子補給率や預託金利等の各種条件についても見直しを行うこと。

また、融資枠の設定に当たっては、過去の実績や後年度の財政負担を十分考慮し、適切な融資枠を設定すること。

(10) 情報システム

住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を検証し、効率的なシステム運用を行うこと。また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、新たなシステムの構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

なお、情報企画課による「平成21年度情報システム評価」の結果を十分踏まえ、要求すること。

(11) 法令外分担金

法令外分担金については、国・県・市町村等の役割分担を踏まえ、前例にとられることなく、協議会等の設置の必要性、支出の合理性、負担額の妥当性等について十分に検討すること。

特に、「法令外分担金の拠出の見直しについて」（平成21年9月18日付け改革第231号改革推進課長通知）に基づき実施した見直しについては確実に予算要求に反映すること。また、当該通知で対象外としているもの（平成21年度予算額が10万円未満のもの）についても、県が主導的な立場で運営している団体への拠出については積極的に見直しを行うこと。

(12) その他

「彩の国みどりの基金」、「埼玉県ふるさと雇用再生基金」及び「埼玉県緊急雇用基金」の取扱いについては別途調整を図ることとする。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定する場合は、後年度において過重な財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 企業会計・特別会計

公営企業管理者、病院事業管理者にあつては、所管事業の経営状況及び今後の見通しを的確に把握し、事業収入の確保や中長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の推進等に努め、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

また、各特別会計においては、中長期的な事業計画を踏まえ、一般会計と同一歩調で改革を進め、一般会計の一層の負担軽減を図る方策を検討すること。

IV 予算見積調書の提出期限

平成21年11月6日（金）

なお、予算見積調書の作成に当たっては、予算編成システムを使用することとなっているので、留意すること。

V その他

取扱いの細部については、別途通知する「平成22年度予算編成事務の取扱いについて」（平成21年10月16日付け財第302号財政課長通知）による。